

6 0 1 【介護事業者等指導・監査資料】

定 期 巡 回

随時対応型訪問介護看護

名 称	
市 町 村 名	
事 業 者 番 号	
実 施 年 月 日	令和 年 月 日
記 入 者	職氏名

検 査 吏 員	職氏名
	職氏名
	職氏名
	職氏名

1 確認書類

確認する書類一覧		
人員に関する確認書類等		
1	出勤簿（タイムカード）	有 ・ 無
2	職員勤務表（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていること）	有 ・ 無
3	職員履歴書、資格証明書、各免許証（医師免許証等）	有 ・ 無
4	労働条件通知書、雇用契約書、辞令等	有 ・ 無
5	就業規則、賃金台帳等	有 ・ 無
6	事業開始申請・届出等の記録（県・市への届出書類の控え）	有 ・ 無
運営に関する確認書類		
7	運営規程	有 ・ 無
8	重要事項説明書	有 ・ 無
9	サービス利用契約書	有 ・ 無
10	サービス提供に係る実施記録、業務日誌、利用者のケースの記録等	有 ・ 無
11	サービスごとの計画書（例：定期巡回・随時対応型訪問看護介護計画）	有 ・ 無
12	サービス提供時携行する身分証明書	有 ・ 無
13	苦情に関する記録	有 ・ 無
14	サービスの第三者評価を実施した記録	有 ・ 無
15	研修等参加状況のわかる書類	有 ・ 無
16	個人情報を用いる場合の利用者の同意書	有 ・ 無
17	広告をした場合のパンフレット、ポスター等	有 ・ 無
18	事故記録、ヒヤリハットの記録	有 ・ 無
19	利用者に関する市町村への通知記録	有 ・ 無
20	感染対策委員会の設置・運営等がわかる書類	有 ・ 無
21	感染症対策のための指針	有 ・ 無
22	虐待防止委員会の設置・運営等がわかる書類	有 ・ 無
23	虐待防止のための指針	有 ・ 無
24	業務継続計画	有 ・ 無
介護給付費に関する確認書類		
25	介護給付費請求書及び介護給付費明細書	有 ・ 無
26	利用料等領収書（請求書）の控え	有 ・ 無
27	サービス提供表、別表	有 ・ 無
28	居宅（介護予防）サービス計画	有 ・ 無
29	サービス提供証明書（償還払いがある場合）	有 ・ 無
30	介護報酬の加算、減算状況が分かる書類（県・市への届出書類の控え）	有 ・ 無

※ 当日すぐ確認できるように会場に用意しておいてください。

※ 算定している加算により、当日追加で根拠書類をお願いする場合があります。

運 営 状 況					摘 要	
第1 人員に関する基準					(令和 年 月 1日現在) ※ 直近月の1日現在で記入	
1 人員配置						
職種		職員数	常勤換算	要件（該当する項目に☑してください）		
オペレーター		()	人	☐ オペレーターとして必要な資格を有している。		
				☐ 医師 ☐ 保健師		
				☐ 看護師 ☐ 准看護師		
				☐ 介護福祉士 ☐ 社会福祉士		
				☐ 介護支援専門員		
				☐ サービス提供責任者の業務に1年以上従事した経験あり（初任者研修課程修了者は3年）		
				☐ 提供時間帯を通じて、1以上配置している。		
				☐ 1人以上は常勤の看護師、介護福祉士等である。		
				☐ 兼務としている職員がいる。		
				☐ 事業所名：_____ 職種：_____		
訪問介護員	定期巡回サービスを行う者	()	人	☐ ◆ 定期巡回 必要な数以上配置している。		
	随時訪問サービスを行う者	()	人	☐ ◆ 随時訪問サービス 提供時間帯を通じて1以上配置。		
				☐ 兼務としている職員がいる。		
				☐ 事業所名：_____ 職種：_____		
訪問看護サービスを行う看護師等	保健師	()	人	☐ 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を常勤換算方法で、2.5以上配置。		
	看護師			☐ 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師である。		
	准看護師			☐ 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、当該事業者との連絡体制を確保している。		
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	()	人	☐ 当該事業所の実情に応じた適当数配置している。		
計画作成責任者		()	人	☐ 看護師、介護福祉士等のうち1人以上を、計画作成担当者としている。		
※ 兼務職員は、() 内に再掲						
*直近月の管理者及び従業者の勤務形態一覧表を添付						
2 管理者						
管理者氏名						
兼務の有無	☐ 兼務あり	職名：		事業所名：		
	☐ 兼務なし					

運 営 状 況	自主点検	摘 要
第2 運営に関する基準 1 内容及び手続きの説明及び同意 ① サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 重要事項の内容 ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 第三者評価の実施状況等 (1) 実施の有無 (2) 実施した直近の年月日 (3) 評価機関の名称 (4) 評価結果の開示状況 ② ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法を用いる場合はその電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により同意を得ているか。 2 運営規程・重要事項説明書等 ① 運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されており、その内容は運営の実態と整合性がとれているか。 基準 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業員の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時等における対応方法 キ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ク 虐待の防止のための措置に関する事項 ケ その他運営に関する重要事項 3 提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒否していないか。 過去1年間で _____ 件 ある場合その理由	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない 事例なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
4 サービス提供困難時の対応 利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 事例（過去1年間） 5 受給資格等の確認 ① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 ② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。 6 要介護認定の申請に係る援助 ① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請されていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 7 心身の状況等の把握 サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 8 居宅介護支援事業者等との連携 ① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない 事例なし いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	いる・いない	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
① 利用申込者が介護保険法施行規則第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明しているか。	いる・いない	
② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供する等の法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行っているか。	いる・いない	
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	いる・いない	
11 居宅サービス計画等の変更の援助		
利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	いる・いない	
12 身分を証する書類の携行		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	いる・いない	
13 サービスの提供の記録		
① サービスを提供した際には、次のアからエの事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載しているか。 記載事項 ア サービス提供日 ウ 保険給付の額 イ サービスの内容 エ その他必要な事項	いる・いない	
② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者	いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。なお当該記録は5年間保管である。 14 利用料等の受領 ① 法定代理受領サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ② 法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額を利用者から受けているか。 ④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 <u>口頭・文書</u>（どちらかに○） ⑤ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していないか。 【徴収していない場合、「いない」を選択】 ⑥ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しているか。 15 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱い方針 ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切	いる・いない いる・いない 事例なし いる・いない 事例なし いる・いない 事例なし いる・いない いる・いない いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
に対応し、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。 ② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 第三者評価、自己点検等による評価の方法	いる・いない	
17 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱い方針 ① 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。 ② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 ③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者から随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。 ④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 ⑤ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。 ⑥ 特殊な看護を行っていませんか。 【行っていない場合、「いない」を選択】 ⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		

運 営 状 況	自主点検	摘 要
⑧ サービスの提供に当たっては、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 ⑨ ⑧の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ⑩ サービスの提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ⑪ サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。	いる・いない 事例なし いる・いない 事例なし いる・いない いる・いない	
18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 ① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成しているか。 ④ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、①に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
⑤ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、④の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、⑥に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し必要な協力を行っているか。	いる・いない	
⑥ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	いる・いない	
⑦ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しているか。	いる・いない	
⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、5年間保存しているか。	いる・いない	
⑨ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかどうかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。	いる・いない	
⑩ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っているか。	いる・いない	
⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行う際にも、①～⑦に準じて取り扱っているか。	いる・いない	
⑫ 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。	いる・いない	
⑬ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。	いる・いない	
⑭ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随	いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めているか。 19 主治の医師との関係 ① 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしているか。 ② 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。なお、当該文書は5年間保存すること。 ③ 主治の医師に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 20 同居家族に対するサービス提供の禁止 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていないか。 【行っていない場合、「いない」を選択】 21 利用者に関する市町村への通知 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる時 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時 22 緊急時等の対応 ① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 緊急時の対応方法（事例なしの場合も記載） ② ①の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない 該当なし いる・いない 事例なし いる・いない 事例なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
23 管理者等の責務 ① 管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ② 管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 ③ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容等の管理を行っているか。 24 勤務体制の確保等 ① 利用者に対し、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所又は訪問看護事業所（以下、「訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の訪問介護事業所等との契約に基づき、当該訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ③ ②の規定にかかわらず、随時対応サービスについては市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	

運 営 状 況		自主点検	摘 要
③ 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 実施状況（過去1年間）		いる・いない	
実施日	対 象 者	内 容	
④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動が、業務上必要かつ相当な範囲を超えている場合に看護師等の就業環境が害さないよう、防止策の明確化等の必要な措置を講じているか。 具体的な防止策 <u>ア 事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発</u> (1) 職場におけるハラスメントの内容・行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。 (2) 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。 <u>イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> (1) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 (2) 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。 <u>ウ ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応</u> (1) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 (2) 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 (3) 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと。 (4) 再発防止に向けた措置を講ずること。 <u>エ そのほか併せて講ずべき措置</u> (1) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を従業員に周知すること。 (2) 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。		いる・いない	24④ 中小事業主は令和4年度から義務化

運 営 状 況	自主点検	摘 要
25 業務継続計画（BCP）の策定等 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めているか。 記入項目 ア 感染症に係る業務継続計画 (1) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） (2) 初動対応 (3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 (1) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） (2) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） (3) 他施設及び地域との連携 ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施するよう努めているか。 ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない	25①②③ 令和５年度まで努力義務、令和６年度から義務化

運 営 状 況	自主点検	摘 要
26 衛生管理等 ① 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 ② 事業所設備及び備品等について、衛生的管理に努めているか。 ③ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。 直近の委員会開催日 ____月 ____日、____月 ____日、____月 ____日 構成員（参加者に○をつけること。） 代表者 ・ 管理者 ・ オペレーター ・ 訪問介護員 ・ 看護職員 ・ 計画作成責任者 ・ その他（ ） 感染対策担当者 職種： 担当者名： ④ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 定めるべき事項 ア 平常時の対策 (1) 事業所内の衛生管理 環境の整備等 (2) ケアにかかる感染症対策 手洗いの基本、標準的な予防策 イ 発生時の対処方法 (1) 発生状況の把握方法 (2) 感染拡大の防止策 (3) 医療機関や保健所、市町村の関係課等の関係機関への報告、連携方法 (4) 事業所内の連絡体制整備 ⑤ 従業者に対して、感染症及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年1回以上）に実施しているか。 27 掲示 ① 事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示を行う又は重要事項等を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧できるようになっているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない	26③④⑤ 令和5年度まで努力義務、令和6年度から義務化

運 営 状 況	自主点検	摘 要
掲示内容 ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務体制 ウ 協力医療機関 エ 苦情処理体制 オ 第三者評価の実施状況等 カ その他のサービス選択に資すると認められる重要事項 閲覧の場所及び方法等		
② 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	いる・いない	② 令和 7 年度から適用
28 秘密保持等		
① 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じているか。	いる・いない	
② 当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員との雇用契約時に取り決めを行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない	
③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	いる・いない	
29 広告		
広告内容に虚偽又は誇大な表現がないようにしているか。 【虚偽、誇大表現がない場合、「いない」を選択】 パンフレット等があれば添付	いる・いない	
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 【行っていない場合、「いない」を選択】	いる・いない	

運 営 状 況		自主点検	摘 要
31 苦情処理			
① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。		いる・いない	
{ 必要な措置とは… ア 相談窓口 イ 処理体制の整備 ウ 掲示等 エ 重要事項説明書への記載			
② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録しているか。なお当該記録は5年間保管すること。		いる・いない	
③ 県及び市町村が行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い求めに応じ改善内容の報告をしているか。(過去1年間)		いる・いない 事例なし	
主な指導内容		改善状況	
④ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言に従って改善を図っているか。		いる・いない 事例なし	
調査・あっせん内容		対応状況	
32 地域との連携等			
① 事業者はサービスの提供に当たっては、次のアからエにより構成される運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、当該利用者の同意が必要。）を設置しているか。		いる・いない	
{ ア 利用者及び利用者の家族 イ 地域住民の代表者 ウ 地域の医療関係者 エ 事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員 オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者			

運 営 状 況		自主点検	摘 要						
② おおむね6月に1回以上、①で設置した運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けているか。		いる・いない							
③ 事業者は運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。		いる・いない							
④ 事業の運営に当たっては、市町村が派遣する介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業(広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含む。)に協力するよう努めているか。		いる・いない							
⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行っているか。		いる・いない							
33 事故発生時の対応 ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、岡崎市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。		いる・いない 事例なし							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">事故の概要</th> <th style="width: 33%;">処置</th> <th style="width: 33%;">再発防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事故の概要	処置	再発防止対策			
事故の概要	処置	再発防止対策							
② 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 ヒヤリハット含むを事故記録件数 _____ 件 (過去1年間) うち、保険者に報告した件数 _____ 件		いる・いない 事例なし							

運 営 状 況	自主点検	摘 要
③ 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ※損害賠償保険の加入の有無 <u>有 ・ 無</u> 「事故防止マニュアル」又「事故対応マニュアル」等がある場合は添付 ④ 苦情及び事故の記録が再発防止策の検討・実施やその評価の実施等の再発防止に活用されているか。 具体的な活用方法	いる・いない 事例なし いる・いない 事例なし	
34 虐待の防止 ① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。 直近の委員会開催日 月 日、月 日、月 日 構成員 （参加者に○をつけること。） 代表者 ・ 管理者 ・ オペレーター ・ 訪問介護員 ・ 看護職員 ・ 計画作成責任者 ・ その他（ ） ② 虐待の防止のための指針を定め、次のアからケの項目を盛り込んでいるか。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 従業者等に対して、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない	34①②③④ 令和5年度まで努力義務、令和6年度から義務化

運 営 状 況	自主点検	摘 要
④ 委員会開催、研修実施を適切に実施するための担当者を置いているか。(担当者：職氏名)	いる・いない	
35 会計の区分 事業所ごとに経理を区分するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	いる・いない	
36 記録の整備 ① 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 ② 利用者に対する、サービス提供に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から５年間保存しているか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 主治の医師による指示の文書 エ 訪問看護報告書 オ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 カ 「21 利用者に関する市町村への通知」に係る記録 キ 苦情の内容等の記録 ク 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない いる・いない	
第３ 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例		
１ 適用除外		
① 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第１５項第２号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、条例第６条第１項第４号、第９項、第１０項及び第１２項の規定については適用しない。 ② 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、条例第２５条、第２６条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第１０項から第１２項まで並びに第４２条第２項第３号及び第４号の規定は適用しない。		

運 営 状 況	自主点検	摘 要
2 訪問看護事業所との連携 ① 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して訪問看護の提供を行う訪問看護事業者と連携をしているか。 ② 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は連携する訪問看護事業者（以下「連携訪問看護事業者」）との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、次のアからエに掲げる事項について必要な協力を得ているか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメントの実施 イ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保 ウ 介護・医療連携推進会議への参加 エ その他必要な指導及び助言	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	
第4 変更の届出 変更があったとき、10日以内に届出を出しているか。 最近の変更届 年 月 日 変更届の内容 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 エ 事業所の種別 オ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 カ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 キ 運営規程	いる・いない	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
第5 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項 ① 費用の額は、別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 ② 費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 ③ 単価に単位数を乗じて得た額に、1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 准看護師によるサービス実施減算（訪問看護を行う事業所のみ） 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して准看護師がサービスを行った場合、所定単位数に 100 分の 98 を乗じて得た単位数を算定しているか。 3 高齢者虐待防止措置未実施減算 次のアからエに該当する場合、<u>所定単位数に 100 分の 1</u>を乗じて得た単位数を減算しているか。 ア 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない場合 イ 高齢者虐待防止のための指針を整備していない場合 ウ 高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない場合 エ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合 4 業務継続計画未策定減算 地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合、その翌月から解消されるまでに至った月まで、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。 5 通所サービスの減算 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者がいる場合、通所介護等を利用した日数に 1 日当たり所定単位数から減算しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
6 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 次のアからウに該当する利用者に対し、サービスを実施した場合、アについては<u>1月につき 600 単位</u>、イについては<u>1月につき 900 単位</u>に相当する単位数を所定単位数算定しているか。 ア 同一敷地内建物等に居住する利用者が1月当たり 50 人未満 イ 同一敷地内建物等に居住する利用者が1月当たり 50 人以上 <u>同一敷地内建物等とは…事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物のこと。</u> 7 特別地域訪問看護加算 特別地域加算の対象地域に該当する事業所の従業者がサービスを行った場合は、1回につき所定単位数に加算しているか。 8 中山間地域等小規模事業所加算 事業所が中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者がサービスを行った場合、1月につき所定単位数に加算しているか。 9 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 6の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、従業者がサービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算しているか。 10 緊急時訪問看護加算（訪問看護を行う事業所のみ） ① 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 次のア、イに該当する場合、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、10②を算定している場合は算定しない。 ア 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合 イ 緊急訪時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制に整備が行われている場合 ② 緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 10①アに該当する場合1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、10①を算定している場合は算定しない。	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
11 特別管理加算（訪問看護を行う事業所のみ） ① 特別管理加算（Ⅰ） 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき、所定単位数を算定しているか。 ② 特別管理加算（Ⅱ） 次のアからエのいずれかの特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき、所定単位数を算定しているか。 ア 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 イ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ウ 真皮を越える褥瘡の状態 エ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 12 ターミナルケア加算（訪問看護を行う事業所のみ） アからウの基準に適合しているものとして岡崎市長に届け出た場合、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、当該者の死亡月につき所定単位数を加算しているか。 ア ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、<u>訪問看護を行うことができる体制を整備していること。</u> イ 主治の医師との連携の下に、訪問看護における<u>ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。</u> ウ ターミナルケアの提供について利用者の<u>身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</u>	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
13 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から 14 日間に限って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護イ（1）に掲げる所定単位数を算定しているか。 14 サービス種類相互の算定関係 ① 利用者が次のアからケまでのサービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。 【算定していない場合、「いない」を選択】 ア 短期入所生活介護 イ 短期入所療養介護 ウ 特定施設入居者生活介護 エ 夜間対応型訪問介護 オ 小規模多機能型居宅介護 カ 認知症対応型共同生活介護 キ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ケ 複合型サービス ② 他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していないか。 15 初期加算 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間については、1 日につき所定単位数を加算しているか。 16 退院時共同指導加算（一体型事業所のみ） 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする利用者については、2 回）に限り、所定単位数を加算しているか。 <u>退院時共同指導とは</u>… 当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること。	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
17 総合マネジメント体制強化加算 ① 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 次のアからオの基準に適合するものとして岡崎市長に届け出ている事業者が、サービスの質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を算定しているか。17②を算定している場合は算定しない。 ア 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。 イ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設、その他の関係施設に対し、事業所の提供することのできる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行うこと。 ウ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 エ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 オ 次の(1)から(4)の基準のいずれかに該当すること。 (1)障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。 (2)地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 (3)市町村が実施する法第115条の45第1項第二号に掲げる事業や同条第2項第四号に掲げる事業等に参加していること。 (4)地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。 ② 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 17①のア及びイに該当する基準に適合するものとして岡崎市長に届け出ている事業者が、サービスの質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、17①を算定している場合は算定しない。 18 生活機能向上連携加算 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要										
<u>能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）し、当該計画に基づくサービスを行った場合、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数に加算しているか。</u> ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の<u>理学療法士等</u>が、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として<u>利用者の居宅訪問に計画作成責任者が同行し、共同で理学療法士等と利用者の身体状況等の評価し、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成を行い、理学療法士等と当該計画に基づくサービスを実施した場合、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降3月間、所定単位数に加算しているか。</u>	いる・いない 該当なし											
19 認知症専門ケア加算 ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次のアからウに該当する場合、1日につき所定単位数を算定しているか。 ア 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする<u>認知症の者の占める割合が2分の1以上</u>である場合 イ <u>認知症介護に係る専門的な研修修了者を、以下の利用者数に応じ配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合</u> <table><tr><td>対象者数</td><td>配置数</td></tr><tr><td>20 人未満</td><td>1 人以上</td></tr><tr><td>20 人以上 30 人未満</td><td>2 人以上</td></tr><tr><td>30 人以上 40 人未満</td><td>3 人以上</td></tr><tr><td colspan="2">以後端数増えるたびに1名追加</td></tr></table> ウ 事業所の従業者に対する<u>認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合</u>	対象者数	配置数	20 人未満	1 人以上	20 人以上 30 人未満	2 人以上	30 人以上 40 人未満	3 人以上	以後端数増えるたびに1名追加		いる・いない 該当なし	
対象者数	配置数											
20 人未満	1 人以上											
20 人以上 30 人未満	2 人以上											
30 人以上 40 人未満	3 人以上											
以後端数増えるたびに1名追加												
② 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次のアからエに該当する場合、1日につき所定単位数を算定しているか。 ア ①のイ、ウ基準のいずれにも該当する場合 イ 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必	いる・いない 該当なし											

運 営 状 況	自主点検	摘 要
要とする<u>認知症の者の占める割合が 100 分の 20 以上</u>である場合 ウ <u>認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合</u> エ <u>当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合</u>		
20 口腔連携強化加算 次のア、イに該当する場合、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算しているか。 ア 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科点数表の C 0 0 0 歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合 イ 以下の(1)から(3)のいずれにも該当しない場合 (1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニングⅡを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算している場合 (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導事業所を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定している場合 (3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定している場合	いる・いない 該当なし	
21 サービス提供体制強化加算 ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次のアからエに該当する場合、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ア 事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、<u>研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</u> イ <u>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的</u>に開催すること。 ウ 当該事業所の全て従業者等に対し、<u>健康診断等を定期的</u>	いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
実施すること。 エ 次の(1)、(2)いずれかに適合する場合 (1) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、<u>介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上</u>である場合 (2) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、<u>勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上</u>である場合 ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のア、イに該当する場合、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ア 18①アからウのいずれにも適合する場合 イ 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が <u>100 分の 40 以上</u>、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が <u>100 分の 60 以上</u>である場合 ③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のア、イに該当する場合、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ア 18①アからウのいずれにも適合する場合 イ 次の(1)から(3)のいずれかに適合する場合 (1) 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、<u>介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上</u>又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が <u>100 分の 50 以上</u>である場合 (2) 当該事業所の従業者の総数のうち、<u>常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上</u>である場合 (3) 当該事業所の従業者の総数のうち、<u>勤続年数 7 年以上の者が占める割合が 100 分の 30 以上</u>である場合 22 介護職員等処遇改善加算 以下のアからクの該当する要件に応じて、①から④の所定単位数を算定しているか。 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからクすべてに該当する場合 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） キ以外すべて該当する場合 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
カ及びキ以外すべて該当する場合 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） オからキ以外すべて該当する場合 月額賃金改善要件Ⅰ ア 新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が新加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てる場合。 月額賃金改善要件Ⅱ （※令和6年5月末時点で旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算が未算定の事業所が対象） イ 仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施している場合 キャリアパス要件Ⅰ ウ 1から3全てに該当する場合 1 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている場合。 2 1に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている場合。 3 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している場合。 キャリアパス要件Ⅱ エ 1及び2に該当する場合 1 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している場合。 a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 2 1について、全ての介護職員に周知している場合。 キャリアパス要件Ⅲ	該当なし いる・いない 該当なし	

運 営 状 況	自主点検	摘 要
オ 1 及び 2 に該当する場合 1 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている場合。具体的には、次の a から c までのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであること。 c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていること。 2 1 の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している場合。 キャリアパス要件Ⅳ カ 経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額 440 万円以上である場合（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額 440 万円以上である者を除く。）。 キャリアパス要件Ⅴ キ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っている場合。 職場環境等要件 ク 「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の処遇改善の取組を実施している場合。		